

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により下記のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 26 日

上越市長 中 川 幹 太

記

1 委託事務の内容（委託をした歳入等）

上越市金谷地区公民館における使用料の徴収業務

2 委 託 先

名 称：新東産業株式会社 上越支店

住所又は事務所の所在地：上越市中田原 153-2 第一ユーカリビル 2F

3 法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 7 年 3 月 1 日

4 委 託 期 間

令和 7 年 3 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで